

財務省告示第三百十七号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第四条第三項の規定に基づき、平
 成十四年八月二十日に発行する利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。

平成十四年八月十九日

財務大臣 塩川 正十郎

一 名称及び記号	二 発行の根拠の法律及びその条項	三 発行方法	四 発行額	五 払込金額	六 額面金額の種類	七 発行日
利付国庫債券（十年）（第四百回）	平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に 関する法律（平成十四年法律第二 十号）第二条第一項及び財政融資 資金特別会計法（昭和二十六年法 律第一百一号）第十一条第一項 国債の募集の取扱い及び引受け を目的として組織される団体と の間に国債の募集の取扱い及び 引受けに関する契約を締結する 方法による発行	額面金額で一兆八千億円 うち、平成十四年度における財政 運営のための公債の発行の特例 等に関する法律第二条第一項の 規定に基づき発行する利付国債 については、額面金額で一兆七千 九百九十九億円、財政融資資金特 別会計法第十一条第一項の規定 に基づき発行する利付国債につ いては、額面金額で一億円	一兆八千九十三億三千八百六十 六万八千円	五万円、十万円、百万円、千万円、 一億円及び十億円の六種	平成十四年八月二十日	

募 集 の 価 格
利 率
経 過 利 子 の 率
払 込 み

額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 五 十 二
年 一 ・ 三 パ ー セ ン ト
(一) 国 債 募 集 引 受 団 は 、 払 込 金
額 に 加 え 、 次 の 算 式 に よ り 算
出 し た 金 額 を 第 十 七 号 に よ り 規 定
す る 期 日 に 払 い 込 む も の と 規 定
す る 。

$$\text{額面金額及び登録金額の総額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{61}{365}$$

(二) 次 に 掲 げ る 国 債 に つ い て
は 、 前 記 (一) の 算 式 に よ り 算 出
し た 金 額 か ら 当 該 金 額 に 百 分
の 二 十 を 乗 じ た 金 額 (た だ し 、
次 に 掲 げ る 国 債 を 発 行 時 に お
い て 取 得 す る 者 が 非 居 住 者 又
は 外 国 法 人 で あ る 場 合 に は 、
前 記 (一) の 算 式 に よ り 算 出 し た
金 額 に 当 該 非 居 住 者 又 は 外 国
法 人 が 適 用 を 受 け る 所 得 税 の
税 率 を 乗 じ た 金 額) を 控 除 す
る こ と が で き る 。

イ 発 行 時 に お い て 、 登 録 (一)
括 登 録 (国 債 の 一 括 登 録 に
関 す る 省 令 (昭 和 五 十 五 年
大 蔵 省 令 第 四 号) 第 二 条 第
二 号 に 規 定 す る 一 括 登 録 を
い う 。 以 下 同 じ 。) を 除 く 。
以 下 同 じ 。) が さ れ て い る 国
債 の 利 子 に 係 る 所 得 税 が 源
泉 徴 収 さ れ る 者 の 記 名 に よ
り 登 録 さ れ る も の 。
ロ 発 行 時 に お い て 、 そ の 利
子 に 係 る 所 得 税 が 源 泉 徴 収

される一括登録に係る口座
に混蔵寄託されるもの。

八 発行時において、登録又は
一括登録されないもの（発行
時において、所得税法第十条、
第十一条若しくは第一百七十六
条第一項又は租税特別措置法
第四条、第四条の二、第四条
の三若しくは第九条の三第二
項に規定する利子の非課税に
係る要件を満たすものを除
く。）。

十一 初期利子
平成十四年十二月二十日を支払
期とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十三号において規定
する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{1.3 \times 1}{100 \times 2}$$

十二 第二期以
後の利子
毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する
利子を支払う。

十三 償還期限
平成二十四年六月二十日
十四 償還金額
額面金額百円につき百円
十五 元利金支
日本銀行の本店、支店、代理店、
国債代理店及び国債元利金支払

十六 募集期間
取扱店並びに取扱郵便局
平成十四年七月二十五日から平
成十四年八月十四日まで
十七 払込期日
平成十四年八月二十日